

答 申

諮問第151号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成27年4月6日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えること自体が、条例第7条第3号ア及び第6号により非開示とすべき情報を開示することとなるため」との理由で、条例第10条に基づき、対象公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年4月21日付け技第04080006号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成27年5月11日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、異議申立人には、本件の行政指導について「知る権利」があるので、包み隠さず開示すべきである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 実施機関は、過去に行政指導状況についての詳細を開示していたものの、現在は、その責任回避を目的とする不開示が続き、矛盾がある。
- (2) 実施機関は、非開示の理由に、条例第7条第3号ア及び第6号を挙げて、毎度お馴染みの「おそれ」を援用しているようであるが、この「おそれ」の支障の程度については名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、かつ「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要であるが、全くその説明すらもない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書及び異議申立てに対する理由説明書、並びに審査会における説明及び意見の陳述並びに審査会へ提出した資料によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、本件開示請求の対象公文書(以下「本件対象公文書」という。)は、異議申立人から実施機関への苦情申立てに対して、実施機関が平成27年3月31日付けで回答した内容に関して事実確認を行ったことが分かる公文書であると考えた。

本件対象公文書は、特定の業者に対する調査内容の情報を求めるものであるが、これらの情報の存否を明らかにした場合、その業者が何らかの不適切な行為を行ったのではないかとの憶測を呼び、その業者の社会的信用を低下させ、注文者や取引先等との関係を悪化させるなど、事業活動に支障をきたし、その業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、調査内容を明らかにすることは、調査を受けた者から事実に基づいた正確な情報を得られなくなる可能性があり、調査・指導等事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えること自体が、条例第7条第3号ア及び第6号により非開示とすべき情報を開示することとなるため。」との理由で、条例第10条に基づき非開示決定を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件対象公文書について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、本件対象公文書は、異議申立人から実施機関への苦情申立てに対して、実施機関が平成27年3月31日付けで回答した内容に関して事実確認を行ったことが分かる公文書であり、特定の業者について実施機関の行った調査内容が分かる公文書であると認められる。

3 本件処分について

実施機関は、本件開示請求に対して、条例第10条により、「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えること自体が、条例第7条第3号ア及び第6号により非開示とすべき情報を開示することとなるため。」との理由で非開示決定を行った。

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定してい

る。

特定の業者についての実施機関が行った調査に関する情報を公にすると、当該業者が何らかの不適切な行為を行ったのではないかとの憶測を呼び、当該業者の社会的信用を低下させ、取引先との関係が悪化することが予想されるなど、当該業者の事業活動に支障を及ぼし、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは否定できないものと認められる。

よって、本件開示請求に係る情報は、条例第7条第3号アに該当するため、同条第6号の該当性を判断するまでもなく、非開示情報として保護すべき情報に該当すると認められる。

また、特定の業者について実施機関が行った調査に関する情報の存否を答えることは、特定の業者について調査を行ったという事実の有無を答える結果となり、非開示として保護すべき情報を開示することと同様の結果が生じることになる。

以上から、実施機関が、本件開示請求に対し、条例第10条を適用して行った本件処分は妥当である。

4 結論

以上の理由により、冒頭のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成27年5月19日	○諮問（実施機関）
平成27年6月5日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成27年6月22日	○異議申立人からの意見書を受理
平成28年10月18日	○審議

平成28年10月24日	○実施機関からの説明資料を受理
平成28年11月1日	○審議
平成28年11月29日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成28年12月8日	○実施機関からの説明資料を受理
平成28年12月19日	○審議
平成29年1月24日	○審議
平成29年3月16日	○審議
平成29年5月22日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成27年4月6日	平成27年3月31日技第1393号「苦情申立に対する回答について」に記載のある和歌山県東牟婁郡〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇による不誠実な行為に対して事実確認を行ったことが分かる情報。